

食品安全委員会（第１０３６回会合）議事概要

日 時：令和８年９月８日（火） １４：００～１５：０４

場 所：食品安全委員会第一会議室

出席者：祖父江委員長ほか６名出席

傍聴者：一般２２名

（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

・動物用医薬品 ３品目

動物用ワクチンの添加剤として使用する成分（鶏卵全卵粉末）

→農林水産省及び浅野委員から説明。

本件については、動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、食品安全基本法第１１条第１項第２号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認められるとともに、同規定に関するこれまでの取扱いと同様に、意見・情報の募集手続は行わないこととなった。

フルニキシメグルミンを有効成分とする馬の経口投与剤（バナミンペースト）

ケトプロフェンを有効成分とする豚の注射剤（ディニタル）

→農林水産省及び浅野委員から説明。

本件については、評価書の改訂を行わず、既存の評価結果を変更しないことから、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、すなわち、「フルニキシメグルミンを有効成分とする馬の経口投与剤（バナミンペースト）」及び「ケトプロフェンを有効成分とする豚の注射剤（ディニタル）」が適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられるという内容をリスク管理機関（農林水産省）へ通知することとなった。

・遺伝子組換え食品等 ２品目

GABp6 株を利用して生産されたγ-アミノ酪酸

→消費者庁から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

RFE8922 株を利用して生産されたりボフラビン

→農林水産省から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「*Escherichia coli* K-12 DH1 MD0 MAP1001h 株を利用して生産された 2'-フコシルラクトース」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の頭金委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

- ・「H-ELP 株を利用して生産された α -アミラーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の頭金委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

- ・「JPAN013 株を利用して生産された α -ガラクトシダーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の頭金委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(3) 農薬第三専門調査会における審議結果について

- ・「ブロマシル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第三専門調査会に依頼することとなった。

(4) 農薬第五専門調査会における審議結果について

- ・「メタミトロン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集につ

いて

→担当の浅野委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第五専門調査会に依頼することとなった。